

柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術を受けられる方へ

接骨院・整骨院の施術では、健康保険の使える範囲が決められていることをご存じでしょうか？
健康保険で使える範囲を正しく理解して利用しましょう。

健康保険が使える場合 (一部自己負担)

- 外傷性が明らかな(負傷の原因がはっきりしている)骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷(肉離れ)

※骨折・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。

健康保険が使えない場合 (全額自己負担)

- × マッサージ代替りの利用
- × 日常生活でおこる慢性的な肩こりや腰痛等の筋肉疲労、体調不良
- × スポーツによる肉体疲労からの回復目的
- × 過去のけがや交通事故の後遺症
- × 医療機関で重複受診しているけが
- × 脳疾患後遺症等の症状改善がみられない長期にわたる施術
- × ヘルニア、神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎などの慢性の病気
(医療機関で保険診療を受けてください)
- × 通勤時や業務上のけが(労災保険適用になります)

Ⅰ 施術を受けるときの注意点

- ① 健康保険は治療を目的としたものであり、上記のように健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。
- ② 療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら健康保険組合へ請求を行い支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を健康保険組合に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの接骨院等の窓口では、医療機関にかかった時と同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。
- ③ 「受領委任」の場合は柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うため、施術を受けたときには、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)に患者の自筆による記入が必要となります。
記入の際には、「療養費支給申請書」の内容(負傷原因、負傷名、負傷部位、日数、金額等)をチェックし間違いがないか確認してから、必ずご自身で署名してください。白紙の用紙に署名しないようにしましょう。
- ④ 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- ⑤ 平成22年9月の施術分より、窓口支払の領収証が、また、令和6年10月施術分より、一部の施術所を除き、明細書が無料発行されることになりました。健康保険組合から施術内容を照会される場合がありますので、必ず領収証と明細書をもらって大切に保管してください。そして「医療費のお知らせ」が届いたら照合しましょう。領収証は医療費控除を受ける際にも必要になります。



【施術内容について健保組合よりお尋ねすることがあります】

当組合では、皆様からお預かりしている大切な保険料を公平かつ適切に運用し、医療費の適正化のために、施術日や施術内容等について照会させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。(点検業務委託先:株式会社大正オーデット)

照会が届いたら回答しやすいように、施術後に、いつ・どこで・どのようにしてけがをしたか、受領日数・接骨院や整骨院名称をメモしておくで役立ちます。

